

平成 26 年度人にやさしい街づくり推進委員会議事録

会議の名称 平成 26 年度人にやさしい街づくり推進委員会
開催日時 平成 27 年 3 月 5 日（木）午前 10 時から正午まで
開催場所 愛知県自治センター 4F 大会議室
出席者 委員 7 名、事務局 6 名、傍聴人 3 名、記者 0 名、委員随行者 2 名

議 事(1) 人にやさしい街づくり施策の取組状況について

（委員）

取組方針の情報提供・教育活動の拡充の基本施策で事業者・専門家への啓発活動の充実で障害当事者の方が講師をすることはあるでしょうか。できれば、当事者の意見を反映できるような講座を実施してほしいです。

（事務局）

建築士向け講習会、県政お届け講座、出前講座については、当課の職員が講師を行います。地域セミナーでは当事者の方が講師を務めたり、参加していただいたりしています。

今後は、当事者の方や人にやさしい街づくりアドバイザーの方の参加を呼び掛けるなど、内容を見直し、講座に反映させていきたいと考えています。

（委員）

コーディネーター登録制度の創設で、コーディネーターには、どのような役割を期待していますでしょうか。また、創設の必要性については、どう考えてますでしょうか。

（事務局）

コーディネーターの役割は、いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめあげる業務で、主に①意見聴取全般に関して適切なアドバイスを行う、②ネットワークを活用して意見聴取の対象者を募る、③意見聴取会の運営などを行います。

コーディネーターの創設については、実態は障害当事者の方やNPO法人の方、建築士等もコーディネーターの役割を果たせるため、必要性については、今後検討していきます。

（委員）

具体施策②の督促届出率はどうでしょうか。また、具体施策⑤の適合証の交付率が減少していますが、その理由は何でしょうか。また、具体施策⑮の人にやさしい街づくり賞の活用で、ここ数年は選考対象件数や受賞件数が減少しているのは、どういう理由でしょうか。

（事務局）

督促届出率は、県は事業者に対して文書で 2 回督促を行っていますが、名古屋市を始めと

する6事務処理市は、電話で設計士に1回のみ督促を行うなど、県と事務処理市とでは督促の方法に相違があり、正確な督促届出率を出すことはできませんが、概ね35～40%です。

次に適合証の請求の減少ですが、適合証の請求自体が任意であるため、民間の施設に対して適合証を取っていただくことを強要できないというところに要因はあると思われます。

最後に、人にやさしい街づくり賞についてですが、議事3で詳しく説明をさせていただきますが、条例制定時と比べバリアフリー化が進んで一般的になっていることもあり、ポスターを作成するなど周知啓発を行っています。応募件数は伸びていないのが現状です。

(委員)

具体施策⑭の地域セミナー開催で、関心のない方々に参加してもらうかを考えないといけませんし、参加しても自分たちが当事者にならないと、その大変さが分かりません。

よって、福祉協議会と提携するなど、本当に身体が不自由になった時の経験ができる取組を行うことが重要であると思います。

(委員長)

施策の取組状況がうまく進んでいないものもあるが、愛知県の場合は、建設部局が主体になって動いており、主にハード面からの支援ということになるが、徐々に充実してきており、今後はソフト面も重要なポイントになってきていると思います。

議 事(2) 届出率及び適合率向上への取組について

(委員)

指定検査確認検査機構にパンフレットの設置をお願いしているということですが、ただ、パンフレットを置くだけなのか、それとも指定検査確認機関も県の取組を理解して、確認申請の申請者の方に声をかけるようなことをされてますでしょうか。もし、そうでないのであれば、それを働きかけてはどうでしょうか。

(事務局)

指定検査確認検査機関には、パンフレットの設置以外に指導も行っていただくようお願いしていますが、人にやさしい街づくりの推進に関する条例(以下、「人街条例」という。)というものが、建築基準法の対象法令になっていないこともあり、そういった指導はできないというのが現状です。

なお、建築指導課が主催で、指定検査確認機関を集めて行う会議があり、そういった場に当課も参加をしまして、指定検査確認機関より確認申請が下りた際にパンフレットを渡していただくこと等をお願いしています。

(委員)

建築基準法上、指定確認検査機関制度が導入された以上は、指定した民間企業でやってもらえる企業しかお願いもできないし、県も指導、監督もできないということでしょうか。

(事務局)

現状はそうですが、確認申請でチェックしてもらうことができる仕組みもあり、参考資料6の「バリアフリー法の付加条例について」が、それに該当します。

(委員)

バリアフリー法の付加条例についての他府県の動きは、とても参考になります。法的根拠があればできるということであれば、あとは、そういう状況判断が県としてできるかどうか、すべきかどうか、そういう段階ではないでしょうか。

(委員)

県が、様々な努力をされていることは理解しましたが、ここまで不適合が増えてきているということで、次の手段として、人街条例をバリアフリー法の付加条例にすることを早期にやらないと不適合は増えていくと思いますが、どう考えていますでしょうか。

(事務局)

今回、バリアフリー法の付加条例について調査を行い、他府県でも実施されていることを確認しまして、これは活用すべきではないかと考えており、来年度から、このバリアフリー法の付加条例に向けて、積極的に検討していきたいと思えます。

ただ一方で、建築基準法の対象法令にするという事は、既存不適格について、建築基準法は現行基準を適用しないということになってはいますが、人街条例では既存部分についても基準に適用するように指導しており、その辺りをどうするのか、単純に付加条例にすれば良いというものではないと思えます。

建築確認の制度の方に委ねられる部分もありますし、また、人街条例としてやっていけない部分もありますので、今後、検討して進めていくことになると思えます。

(委員)

たとえば、愛知県が指定検査確認機関を指定する際に指定の条件として、人街条例に適合するよう、指導することを加えることができないでしょうか。

(事務局)

指定検査確認機関の指定の要件については、建築基準法の体系の中で決められており、人街条例のように建築基準法から外れる部分については、行政指導に当たる部分になり、法律の範囲を超えているため、それを加えることは難しいと思えます。

(委員長)

付加条例制定する方向で議論を進めていくことが、適合率向上に繋がっていくので、是非、お願いします。

議 事(3) 人にやさしい街づくり賞について

(委員)

人街賞選考委員長の講評で、「障がい者をはじめとして多様な人々の想いや意見を聞くことも当たり前の取り組みになってきている。」とありますが、委員会の最初の部分で、当事者の意見を聞くべきではないかとありましたが、何か、そこがあるように思います。

(委員)

当事者の参画というところが、少ないように感じます。様々な交通の講習会に出ているが、交通事業者が言うには、「こういうことを話したことがない」、「知らなかった」とかをよく言われます。ただ、ものを造ったからいいのではなく、その必要性を分かって造っていないというところが一番大きな問題であると思います。

(委員)

本日の説明で、取り組み状況が全体的に低迷しているとか、下落しているという説明が多かったように思いますが、どうやって前に進めていけばよいのかと感じました。

今までの施策で、効果が上がっているものは継続し、また、特に意識・啓発の部分で低迷しているものは、当事者の方が主体となって、何故、この基準が作られているのか、この基準があることで、どう暮らしやすい環境になるのかという、基準本来の「こころ」をしっかり伝える、そういった一般県民向けの機会があった方が良くと思います。

社会全体が関心を持ってもらえる新しい意識・啓発の取組を目指さないといけなく、低迷しているから縮小していただくだけでは駄目で、工夫をしていかないといけないと思います。

(事務局)

3年くらい前に、人にやさしい街づくりについて整理すべきということで、参考資料4にありますように、今までの取組状況を振り返りながら、取組方針をまとめ、再スタートを切りました。それに基づいて、この3年間事業に取り組んできた訳ですが、振り返りますとまだまだ十分でないところがたくさんあると感じます。人にやさしい街づくりは、今年度で、ちょうど20周年ということもあり、がんばって取り組みましたが、良いものを表彰していくということが、県民の方に伝わりきれていないと思いました。20年というこの機会に、改めて全般的に見直していきたいと考えています。その1つが、先ほど説明しましたバリアフリー法の付加条例について検討していきたいということです。

また、人街賞も毎年やってきたことを続けていけばよいという感じになってきており、賞自体も今後どういう形になるか分かりませんが、また、別の賞というものを考えるのかも知れません。人街賞を協同して開催している健康福祉部を始め、関係者の方とも協議しながら、全般的な普及・啓発について、改めて抜本的に考える1つの契機として、人街賞もいったん中止をして改めて次のステップに進んでいきたいという想いで、この提案をさせていただきました。

(委員)

人街賞は、参考資料4にあるように、県民向けの普及啓発活動というか、啓発的な活動の意味合いが大きいというところですが、20年を区切りとして、いったん今後の在り方について考え直したいということでした。啓発ということに関しては、ハードからソフトへということも会議の中にありましたが、次の代替案や取組を示していただいてから区切りをつけるということ、是非、ご検討いただきたいと思います。今後も高齢化が益々進んでいき、オリンピックやリニアがどうなるか分かりませんが、多様な人をお招きする街に、愛知県がそうならないといけないと思います。建物の内部は、バリアフリーになっていても、移動とか動線については、まだまだ、課題が残されていると思います。

適合証は任意ですが、適合している施設には、県の観光案内に必ずマークを付けるとか、使いやすい店などをパンフレットに取り入れることも必要かと思しますので、今後、より一層啓発を進めていく上で、いろいろな方と知恵を出し合って進めてほしいです。

(委員長)

以前に、人街賞の委員をやっていましたが、新しい試みが普及していくときは、専門家の先生によりが賞を選ぶということは有効かと思うが、ある程度普及してきて一定の理解が出てきた時には、市民や県民、当事者による利用者目線から選ぶというのものもあるかと思えます。

先ほどの意見にありましたように、止めて終わるのではなくて、次の一手を是非議論していただきたいと思います。

(委員)

人街賞の20回記念記録集を作成するというところで、単なる記念アルバムになっては面白くないので、受賞した建物があることによって、どれくらい使いやすくなったとか、こんな行動をする人が増えたとか、障害のある方が使うようになったなど、そういうことを検証した記録集にしてほしいと思います。

また、観光ということ言えば、外国ではコールマークという観光の基準を定めています。が、まだ、日本にはないため、それを進めようとする際に、バリアフリー基準の中で出来そうな一覧表を作成し、そこに適合証も入れ込むことができるといいと思います。

(委員)

地域強靱化計画という計画が作成されているという中で、私も委員になっていますが、防災という視点がとても強いと思います。内閣府も、もっと、街づくりの観点を入れた方がいいとか、また、強靱化は防災に特化したものではなく、街づくりや地域貢献を行うことであるとか、そういった観点から考えを計画に織り込むべきであると言っていますが、この推進委員会を通じて、そういったものを計画に織り込むことはできるのでしょうか。

もう1つは、名古屋駅の再開発の件で、あれだけたくさんのビルを建設しているが、当事者が意見出す場があるのか。名古屋市内なので名古屋市がやることかも知れませんが、この委員会の中でも名古屋駅の再開発について、何か検討されていますか。

(事務局)

強靱化計画についてですが、防災だけに特化すべきでないということで、そうと思いますが、現状は防災局が中心に動いています。建設部の中でも、建設企画課というところが業務の主管課として計画に携わっております。住宅計画課が表に出ていないということで、建設企画課に対して意見を言う機会を作ってもらうように話をしたところです。

また、名古屋駅周辺の再開発ですが、基本的には名古屋市ですが、知事も、県も一緒になって取り組んでいくようにと言っており、それにより研究会を策定しておりますが、直接当課が関わっている訳ではありませんが、あらゆる場を作って関わっていきたいと思いますし、実際には市街地再開発事業で進められていくことになると思いますので、そうした場合は、当課が担当していますので、そういったところでも関わることになるかと思えます。

(委員)

再開発の中で関わるということだが、出来上がってから意見を言ってくださいと言われることが多く、そこで意見を言うと、もう直せないと言われて終わってしまう。ですから、早め早めに情報をいただいて、意見を反映させたものにしてほしいと思います。

(委員長)

これで、本日の議事は終了しますが、積極的に委員の皆様から意見を伺いましたので、是非、前向きに捉えて、新しい展開に結び付けていただくように、お願いします。